

2015年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 朴 鐘碩、崔 勝久

被告 株式会社東芝 ほか

2015年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 朴 鐘碩、崔 勝久

被告 株式会社東芝 ほか

求 釈 明 書 (1)

2015年10月18日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

原告 朴 鐘碩
同 崔 勝久

原告らは、以下のとおり求釈明を行います。

1. 被告 GE ジャパンについての求釈明

1. 「被告 GE ジャパンは直接、間接に原子炉や原発の製造に関与したことはない」(答弁書2頁)と答えています。

私たちは原発を開発した GE 社総体を問題にしているのです。GE 社は分社化した子会社に責任を押し付けたり、責任回避をするべきではありません。被告日立と被告東芝が契約をしたゼネラル・エレクトリック (GE) 社とはどこですか、契約主体になった米 GE 社と被告 GE ジャパンとはどのような関係なのか、仮に被告日立、被告東芝と米 GE 社が契約をしたとして、そこに被告 GE ジャパンの役割などについて何も触れられていないには何故でしょうか。説明を求めます。

2. アメリカのカリフォルニア州、サンディエゴ支局で始められた裁判では、原告は「トモダチ作戦」で福島に寄港して被曝した軍人たちで、被告は東電と原発メーカー4社 (GE、日立、東芝、米 GE 子会社のエバスコ) で

す。被告 GE ジャパン及びエバスコ (EBASCO) 社と米 GE 本社との関係はどのようになっているのか、説明を求めます。

2. 被告東芝についての求釈明

(1) 企業としての道義的、社会的責任(CSR)について

被告東芝は、「あらゆる差別をなくし」、人権を擁護する企業グループ・東京人権啓発企業連絡会(人企連)に加盟しています。また、環境保護を謳っています。

3・11福島第一原発事故は原発立地地域の住民のみならず、「不安」と「恐怖」で世界中の人々の基本的人権を侵害するものであることは既に述べた通りです。被告東芝が設計、建設、メンテナンスしてきた原発が事故を起こしたのですから、事故の原因究明とその責任が問われるのは当然です。

原発の安全神話が唱えられてきましたが、実際に過酷事故が起こるとさまざまなことが誰の目にも明らかになってきました。使用済核燃料の処分は決まっていない、処理できない大量の汚染水は海洋に流され環境を汚染している、事故によって地元住民は、被曝して健康の悪影響を受け、避難させられ、家族の絆を引き裂かれ、自然・土地も破壊され、食の安全も脅かされています。

被告東芝の謝罪の言葉がないのは、明らかに企業としての道義的、社会的責任(CSR)に反します。被告東芝の会長、社長はじめ経営陣から過酷事故を防げなかったことに対する謝罪と企業としての道義的、社会的責任についての被告東芝はどのように考えているのでしょうか。

(2) 契約関係について

1. 訴状では、2号機、6号機について被告東芝は米 GE 社とともに主契約者、3号機と5号機は「単独での主契約者」(訴状9頁)とあるのに対し、答弁書では「2号機及び6号機については、被告東芝は、主契約者ではない」と記しています。被告東芝が契約をしたのは米 GE 社でしょうか。その場合、被告 GE ジャパンの役割は何でしょうか、契約はどのようになっているのでしょうか。

2. 被告東芝が主契約者になったときの米 GE 社及び被告 GE ジャパンの役割は何だったのでしょうか。当時はシビア・アクシデントの可能性はゼロだと認識していたのでしょうか、そうでなければ、両社間で過酷事故に際しての責任の所在、その対処のための新たな費用の発生について触れられている契約があるはずですが。契約はどのようになっているのか、説明を求めます。

3. 事故を起こした福島第1原発建設において米GE社あるいは被告GEジャパンと締結した技術ライセンス、保守契約内容の公開を求めます。これは両者の契約が公序良俗に反しているかどうかについての判断をするのに重要な証拠となるものです。
4. 被告東芝が米GE社あるいは被告GEジャパンにライセンス料を払わなければならない技術は何でしょうか、ライセンス契約の内容、金額、期間、支払い方法（一括アドバンスか、年払いか）はどのようになっているのでしょうか。この費用は総建築費の中に含まれ、電気料金の中から支払われたものであり、電気需要者としては知る権利があります。総建築費の内訳の公開を求めます。
5. 現在運転が休止した状態でもライセンス料は発生しているのでしょうか、定期休止の場合との違いは何でしょうか。
6. 被告東芝が単独で主契約者になった3号機の建設・運転・メンテナンスの過程において、細かな故障その他のことで米GE社及び被告GEジャパンの手助けを受けたことはないのでしょうか、その場合の費用も総建築費の中に含まれていますか。その費用の総額はどこで確認できるのでしょうか。
7. 2006年6400億円で米原発大手ウェスチングハウス(以下、「WH」とする)を買収したことによってWH社が持つ特許、技術はすべて東芝のものになったのでしょうか、それとも米議会の許可を得なければならないものがあるのでしょうか、具体的な説明を求めます。
8. 被告東芝とWH社との関係は現在どのようになっていますか、特に被告東芝の持ち株の割合はどのようになっているのでしょうか。海外の営業はWHで製造は被告東芝という役割なののでしょうか。
9. 被告東芝の会計処理の不正問題で報道されましたが、6000億円を超える高値でWH株を購入した根拠は何であったのか、その根拠は現在も有効と考えられるのでしょうか。株価減損の責任は辞任した経営陣がとったのでしょうか。
10. 被告東芝の会計不正処理問題の遠因は、WH株をあまりに高く買ったためにその埋め合わせをして決算で利益をだすために無理を重ねたところにあるとされていますが、WHの減損はどのように正式処理されたのでしょうか。
11. 被告東芝はWH株を発展途上国に売り、現地会社との関係を深めて原発をさらに輸出していく経営方針を現在ももっていますか。
12. 被告東芝が一部上場会社としては異例である2度の決算報告の延期をしたことは広く知られています。しかし2015年7月20日発表の第

三者委員会調査報告書には、被告東芝が日本で初めて原子力発電プラント建設プロジェクトの一括契約に成功した、米国サウステキサスプロジェクト（STP）の中止による減損600億円のことが触れられていません。全く見込みのないプロジェクトの減損に言及がない理由は何だったのでしょうか（週刊ダイヤモンド社「原発投資で最大600億円規模 東芝を揺るがす減損リスク」<http://diamond.jp/articles/-/52143>）。

13. マイクロソフト社のビルゲイツ氏が自ら出資するTWRと呼ばれている次世代原子炉開発のベンチャー企業テラパワーの会長として東芝に投資した金額はどれほどでしょうか。ビルゲイツ氏が介入したと言われている被告東芝とテラパワーの共同開発による新型原発の中国売り込みは成功したそうですが、それによる被告東芝の売上目標はいくらなのでしょう。将来中国のライセンス生産に協力する契約になっているのでしょうか。

（3）販売を支える金融システムについて

14. 発展途上国へ原発輸出をする場合、購入資金に関しては被告東芝が日本の保証会社と提携して日本の金融機関が貸出し、保証会社が保証する仕組みになっていますが、それぞれ金融機関と保証会社を明らかにすることを求めます。海外企業に対する融資と保証のあり方が問題になった場合、被告東芝はどうするのでしょうか。
15. もし原発輸入国の事情で原発計画が中止になった場合、国が関係する保証会社であれば、その損金は税金で支払われることとなりますが、事前に日本の納税者に説明する義務があるのではないのでしょうか。プロジェクトを進めてきた被告東芝にも責任はありませんか。
16. 金融機関も保証会社も現地の市民の反対があったときには、貸出及び保証はできないという定款があるはずですが、また、原発輸出に日本の金融機関及び国が関与する保証会社が関与することは、世界銀行や国連の動向と反するのではないのでしょうか（【11月28日 AFP】世界銀行（World Bank）と国連（UN）は27日、最貧国に電力網を整備するため数十億ドル規模の資金援助が必要だと訴えるとともに、いずれの国においても原子力発電への投資は行わない考えを表明しました）。

（4）その他海外に関すること

17. 被告東芝が海外に原発を輸出してきたこれまでの実績と今現在進行している案件、今後の予定（国名、台数）を明らかにすることを求めます。原発の受注に際してそれに反対する各国の市民の声をどのように受け

止めてきたのでしょうか、ただ現地の政府あるいは企業の決定だけを輸出決定の条件とするのでしょうか。

18. 日印原子力協定を締結することが両国で検討されていますが、インドはNPT（核不拡散条約）に未加入で原爆実験の実行も公言しています。そのような国と日本政府が協定を締結した場合、被告東芝は原発が軍事利用される可能性があることをわかった上で入札に参加するのでしょうか。インドでは原発建設に際して市民の権利が侵害されることが多く、市民の原発反対運動が激しく展開されていることをご存知ですか。その点に関する配慮はどのようにされるのでしょうか。
19. 被告東芝はかつてサン＝テグジュペリの「星の王子さま」を原発がクリーンであるというイメージキャラクターとしてHP上で使用してきた事実はありますか。東芝のキャラクター戦略は原発の「安全神話」を増長するものではなかったのでしょうか、それはむしろ世界の平和のシンボルである「星の王子さま」を冒涇するものとは考えなかったのでしょうか。「星の王子さま」の所有権者と被告東芝間のライセンス契約の延長を断ったのはどちら側で、その理由は何だったのでしょうか。
20. 日米モンゴル間でCFS（包括的燃料サービス）構想の秘密条約が締結されたあと、被告東芝経営陣が米大使にこの構想の促進を促す手紙をだし、東芝広報部が「モンゴルのCFS構想は、国際的な核不拡散体制の構築、および同国の経済発展に寄与できるという点で意味がある」と発表した事実を認められますか。現地点でもこのコメントを東芝の正規のコメントとしますか。このコメントに対する株主や一般消費者の意見に耳を傾ける考えはないのでしょうか。

(5) 現在の原子炉からの放射性物質の漏れについて

21. 3・11の津波・地震による原発事故以後、放射性物質は原子炉の配管等から漏れていることは東電の資料などから推定できますが被告東芝はそのことを認めますか。漏れている場所は特定できているのか、その分量はどれほどだと想定しているのか、放射能汚染水が地下水と混じるルートは特定できているのでしょうか。
22. 被告東芝として事故収束工事に技術支援をしているのか、説明を求めます。現在引き続き原子炉から漏れている汚染水対策に従事している被告東芝の技術陣の数は何名で、それはどの部門ですか、またどのような作業に関わっているのでしょうか。危険な区域で人間が入れないのであればロボットの開発をしていますか。もし何もしていないのであれば、その理由は何でしょうか。

23. 原発事故現場の収束工事は、容易ではありません。収束工事に関わる技術者、労働者は被曝を避けることはできないのです。
被告東芝の正規労働者、現場労働に携わっている下請、孫請労働者などの被曝労働の実態、契約条件、被曝予防策を示す書類の提出を求めます。
24. 放射性物質の漏れについてパートナーである米 GE 社あるいは被告 GE ジャパン、及び東電と具体的な協議をしたことがありますか。地震による放射性物質の漏れが続いていることに対しては原子炉の基本設計・建設をした米 GE 社にも責任があるのではないのでしょうか。両社の契約において、シビア・アクシデントの責任の取り方についてマニュアルはあったのでしょうか。そこにはどのように明記されているのか、ご説明ください。
25. 放射性物質の流出防止のための新たな投資が必要な案件に対して協議をしているのかご説明ください。
26. また、東電との間で交わされた原発建設に関する契約書、保証書及び収束工事に関する契約書の提出を求めます。特に収束工事における相互の役割を示す書類の提出を求めます。

(6) シビア・アクシデントについて

27. 米 GE 社が設計したマークワン型は圧力抑制室の大きさや、使用済み燃料プールが耐震設計になっていない設計上の欠陥が指摘されていますが、そのことを被告東芝は認めますか
28. 設計段階において、事故が起こった4基の原発は本来40メートルの高台の上に建設される予定でしたが、10メートルの高さにまで削った理由は何か、具体的な説明を求めます。その計画は誰が発案したのでしょうか。
29. 仮に東電であっても、10メートルの津波がくることを被告東芝は予想していなかったのでしょうか、津波の来ることを考慮して設計上、何か特別なことをしましたか。設計当時の知見では地震・津波の知識がなかったとしても、その後の知見で危機感をもち、具体的な対応策をとったのでしょうか、そのアドバイスを東電にすることは事故防止のためにとるべきメーカーとしての当然の責務であったはずです。
30. 軽水炉の最大の弱点は、たえず発熱する原子炉を一定の限られたスペースの中でできるだけ配管を延長するように設計して、配管の中を通した水で冷やし続けられないといけないということです。3・11事故当時、冷却設備が機能しなかった結果をどのように総括していますか、それに対処できる技術は現在完成しているのでしょうか。

- 3 1. 原子炉の過酷事故においてもっとも重要な安全装置である ECCS (緊急炉心冷却系) がどのような状況でも有効に機能するのかをそもそも実証実験をしましたか。米 GE 社の説明を信頼したのでしょうか。
- 3 2. 実際に想定された規模の地震に対応できなかったのは、そもそもそのような対応を必要と考えなかった被告東芝及び (或いは) 米 GE 社の責任なのか、あるいは米 GE 社及び (或いは) 被告東芝の設計ミスなのでしょうか。被告東芝に全く責任がなく、全て米 GE 社及び (或いは) 被告 GE ジャパンの責任であるとしても、被告東芝は米 GE 社あるいは被告 GE ジャパンにライセンス料を払い続けるのですか。
- 3 3. 原子炉の弱点、問題点を誰よりもよく知る原発メーカーとして東電に対して危機対策、及び住民への避難計画についての対応を助言してきましたか。
- 3 4. 事故と直結する原子炉の温度管理のソフトウェアは独自開発か、米 GE 社か、外部の会社か (米 GE 社は例えば IBM などに発注していたのですか)、そこには過酷事故に対するマニュアル及び責任の取り方については契約を含め、明確にしているものはなかったのでしょうか。もしないとしても、廃炉になるまでメーカーの企業責任として放射性物質の漏れをなくすための処置、対応をするのは当然ではないのでしょうか。
- 3 5. 過酷事故につながった 2 号機における被告東芝と米 GE 社及び被告 GE ジャパンとの役割・責任分担はどのようになっているのですか、特にベントにつながる設計の責任はどちら側にあったのでしょうか。配管、バルブ内部を通過する蒸気の流れを調整するプラグはすべて東芝が開発し発注したのでしょうか、あるいは米 GE 社あるいは被告 GE ジャパンがしたのでしょうか。それらが機能しなかった責任はどこにあるとお考えですか。部品の設計、発注、品質管理における米 GE 社及び被告 GE ジャパンの役割は何であったのでしょうか。
- 3 6.

3 被告日立についての求釈明

(1) 企業としての道義的、社会的責任(CSR)について

被告日立は、1970 年国籍を理由に朝鮮人青年(本件原告・朴鐘碩)の採用を取り消し、民族(就職)差別事件を起こしました。日立の民族差別への抗議は、日本だけでなく国境・民族を越えた国際的な人権運動に拡がり、横浜地方裁判所裁判官は、民法 90 条に違反すると判断し、原告の勝訴が確定しました。この日立就職差別裁判闘争勝利は今も、公立学校の教科書に記載され、人権運動の歴史に刻まれています。判決から 5 年後の 1979 年、

日立は「あらゆる差別をなくし」、人権を擁護する企業グループ・東京人権啓発企業連絡会(人企連)に加盟しています。また、環境保護を謳っています。

3・11福島第一原発事故は原発立地地域の住民のみならず、「不安」と「恐怖」で世界中の人々の基本的人権を侵害するものであることは既に述べた通りです。被告日立が設計、建設、メンテナンスしてきた原発が事故を起こしたのですから、事故の原因究明とその責任が問われるのは当然ではないでしょうか。

原発の安全神話が唱えられてきましたが、実際に過酷事故が起こるとさまざまなことが明らかにされました。使用済み核燃料の処分は決まっていない、処理できない大量の汚染水は海洋に流され環境を汚染している、事故によって地元住民は、被曝して健康への悪影響をうけ、避難させられ、家族の絆を引き裂かれ、自然・土地も破壊され、食の安全も脅かされています。

被告日立の謝罪の言葉がないのは、明らかに企業としての道義的、社会的責任(CSR)に反します。被告日立の会長、社長はじめ経営陣から過酷事故を防げなかったことに対する謝罪と企業としての道義的、社会的責任についての誠意ある見解を求めます。

(2) 契約関係について

1. 被告日立が主契約者になったときの米 GE 社の役割は何でしょうか。被告日立と被告 GE ジャパンとの契約はどのようになっているのでしょうか。JPDR の原研と米 GE との契約のように、被告日立と被告 GE ジャパンの役割は明記されていなかったのでしょうか。シビア・アクシデントの可能性はゼロではないと認識していたのであれば、両社の契約において過酷事故に際しての責任の所在、新たな費用についてはどのように記されているのでしょうか。
2. 被告日立が米 GE にライセンス料を払わなければならない技術は何ですか。ライセンス契約の内容、金額、期間、支払い方法(一括アドバンスか、年払いか)はどのようになっているのでしょうか。これは総建築費の中に含まれ、電気料金の中から支払われたものであり、電気需要者としては知る権利があります。総建築費の内訳の公開を求めます。
3. 現在運転が休止した状態でもライセンス料は発生しているのでしょうか、定期休止の場合との違いは何なのでしょうか。
4. 被告日立が主契約者になった4号機の建設・運転・メンテナンスの過程において、細かな故障その他のことで米 GE 社及び被告 GE ジャパンの手助け

をうけたことはありますか、その場合の費用は別立てでしょうか、その場合の費用も総建築費の中に含まれているのでしょうか。またそれはどこで確認できるのでしょうか。

5. 被告日立は米 GE 社との提携を深め、2007年に米国のゼネラル・エレクトリック社と日立製作所によって日立 GE ニュークリア・エナジー株式会社（以下、日立 GE とする）が設立されていますが、2011年の事故以降、日立 GE と被告日立との業務上の関係はどのようになっていますか。
6. 被告日立が海外に原発を輸出してきたこれまでの実績と今現在進行している案件、今後の予定（国名、台数）を明らかにすることを求めます。被告日立は英国で始めたように、鉄道や集合住宅の建設と合わせたインフラ事業として積極的に原発輸出を推進していく方針なのでしょうか。
7. 被告日立の原発輸出に対してリトアニアの国民は国民投票で2012年に62%が反対の意思表示をしました。それにもかかわらず、被告日立は原発輸出を断念することなく、リトアニア政府への働きかけを続け、「2014年内にリトアニア政府とビサギナス原子力発電所建設計画の事業会社を設立すると発表」しました（日刊工業新聞 2014年7月31日 <http://www.nikkan.co.jp/news/nkx0320140731bjbk.html>）。被告日立は国民投票の結果をどのように捉えたのでしょうか、市民の民意に応えなかった理由は何ですか。
8. 日印原子力協定を締結することが両国で検討されていますが、インドはNPT（核不拡散条約）に未加入で原爆実験の実行も公言しています。そのような国と日本政府が協定を締結した場合、被告日立は原発が軍事利用される可能性があることをわかった上で入札に参加するのでしょうか。インドでは原発建設に際して市民の権利が侵害されることが多く、市民の原発反対運動が激しく展開されていることをご存知でしょうか、その点に関する配慮は一切されないのでしょうか。

（3）販売を支える金融システムについて

9. 発展途上国へ原発輸出をする場合、購入資金に関しては被告日立が日本の保証会社と提携して日本の金融機関が貸出し、保証会社が保証する仕組みになっているのですが、それぞれ金融機関と保証会社を明らかにすることを求めます。金融機関と保証会社の海外企業に対する融資及び保証について、そのあり方が問題になった場合、被告日立はどうするのでしょうか。
10. もし原発輸入国の事情で原発計画が中止になった場合、国が関係する保証会社であれば、その損金は税金で支払われることとなりますが、事前に日本の納税者に説明する義務があるのではないのでしょうか。プロジェクトを進

めてきた被告日立に責任はありませんか。

- 1 1. 金融機関も保証会社も現地の市民の反対があったときには、貸出及び保証はできないという定款があるはずですが。また、原発輸出に日本の金融機関及び国が関与する保証会社が関与することは、世界銀行や国連の動向と反するのではないのでしょうか（【11月28日 AFP】世界銀行（World Bank）と国連（UN）は27日、最貧国に電力網を整備するため数十億ドル規模の資金援助が必要だと訴えるとともに、いずれの国においても原子力発電への投資は行わない考えを表明しました）。

（4）現在の原子炉からの放射性物質の漏れについて

- 1 2. 3・11の津波・地震による原発事故以後、放射性物質は原子炉の配管等から漏れていることは東電の資料などから推定できますが、被告日立はそのことを認めますか。漏れているのなら場所は特定できているのでしょうか、その分量はどれほどだと想定していますか、放射能汚染水が地下水と混じるルートは特定できているのでしょうか。
- 1 3. 被告日立として事故収束工事に技術支援をしているのか、説明を求めます。現在引き続き原子炉から漏れている汚染水対策に従事している被告日立の技術陣の数は何名でしょうか。それはどの部門で、どのような作業に関わっているのでしょうか。危険な区域で人間が入れないというのであればロボットの開発をしているのでしょうか。もし何もしていないのであれば、その理由は何かお知らせください。
- 1 4. 原発事故現場の収束工事は、容易ではありません。収束工事に関わる技術者、労働者は被曝を避けることはできないからです。被告日立の正規労働者、現場労働に携わっている下請、孫請労働者などの被曝労働の実態、契約条件、被曝予防策を示す書類の提出を求めます。
- 1 5. パートナーである米 GE 社あるいは被告 GE ジャパン、及び東電と放射性物質の漏れについて具体的な協議をしましたか。地震による放射性物質の漏れが続いていることに対しては原子炉の基本設計・建設をした米 GE 社にも責任があるのではないのでしょうか。両社の契約において、シビア・アクシデントの責任の取り方についてどのように明記されているのでしょうか。放射性物質の流出防止のための新たな投資が必要な案件に対して協議をしていますか。

東電との間の原発建設に関する契約書、保証書及び収束工事に関する契約書の提出を求めます。特に収束工事における相互の役割を示す書類の提出を求めます。

(5) シビア・アクシデントについて

16. 米 GE が設計したマークワン型は圧力抑制室の大きさや、使用済み燃料プールが耐震設計になっていない設計上の欠陥が指摘されていますが、そのことを被告日立は認めますか。
17. 設計段階において、事故が起こった4基の原発は本来40メートルの高台の上に建設される予定でしたが、10メートルの高さにまで削った理由は何でしょうか、具体的な説明を求めます。その計画は誰が発案したものでしょうか。
18. 仮に東電であった場合、被告日立は10メートルの津波がくることを予想していなかったのでしょうか、津波のくることを考慮して設計上、何か特別なことをしましたか。設計当時の知見では地震・津波の知識がなかったとしても、その後の知見で危機感をもち、具体的な対応策をとったのでしょうか、そのアドバイスを東電にすることは事故防止のためにとるべきメーカーとして当然の責務ではなかったのでしょうか。
19. 軽水炉の最大の弱点は、たえず発熱する原子炉を一定の限られたスペースの中でできるだけ配管を延長するように設計して、配管の中を通した水で冷やし続けられないといけないということです。3・11事故当時、冷却設備が機能しなかった結果をどのように総括しているのでしょうか、それに対処できる技術は現在完成しているのでしょうか。原子炉の過酷事故においてもっとも重要な安全装置である ECCS（緊急炉心冷却系）がどのような状況でも有効に機能するのかをそもそも実証実験をしましたか、それとも米 GE 社の説明を信頼したのでしょうか。
20. 実際に想定されていた規模の地震に対応できなかったのは、そもそもそのような対応を必要と考えなかった被告日立及び（或いは）米 GE 社の責任なののでしょうか、あるいは米 GE 社及び（或いは）被告日立の設計ミスなののでしょうか。被告日立に全く責任がなく、全て米 GE 社の責任であるとしても被告日立は米 GE 社あるいは被告 GE ジャパンにライセンス料は払い続けるのでしょうか。
21. 原子炉の弱点、問題点を誰よりもよく知る原発メーカーとして東電に対して危機対策、及び住民への避難計画についての対応を助言してこなかったのでしょうか。
22. 事故と直結する原子炉の温度管理のソフトウェアは被告日立の独自開発ですか、米 GE 社か、外部の会社（米 GE 社は例えば IBM などに発注していたのでしょうか）、そこには過酷事故に対するマニュアル及び責任の取り方については契約を含め、明確にしているものはなかったのでしょうか。もしないとすれば、廃炉になるまでメーカーとしての対応をするのは当然ではないで

すか。それは原賠法の免責事項の存在とは関係なく、メーカーの道義的・社会的責任（CSR）ではないでしょうか。

23. 4号機における両社の役割分担の実態、特に使用済み燃料プール設計の責任はどちら側にあったのでしょうか。配管、バルブ内部を通過する蒸気の流れを調整するプラグはすべて被告日立が開発し発注したものですか、あるいは米 GE 社あるいは被告 GE ジャパンがしたのでしょうか。それらが機能しなかった責任はどこにあるのでしょうか。部品の設計、発注、品質管理における米 GE 社あるいは被告 GE ジャパンの役割は何であったのでしょうか。